

【個人情報ファイル簿】

個人情報ファイルの名称	特定健診受診結果台帳
実施機関の名称	市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康医療部 国民健康保険課（市民健康課）
個人情報ファイルの利用目的	特定健診事業及び、国保保健事業の事務に利用するため。
個人情報の記録項目	1：住民コード、2：氏名、3：生年月日、4：性別、5：住所、6：電話番号、7：携帯番号、8：保険者番号、9：被保険者番号、10：特定健診受診医療機関名、11：健診受診日 12：特定保健指導利用記録 13：健診受診結果 ① 基本的な健診 ア 既往歴の調査（服薬歴及び喫煙習慣の状況にかかる調査を含む） イ 自覚症状及び他覚症状の検査 ウ 身体計測（身長、体重、腹囲（75歳以上を除く）、BMI） エ 血圧（収縮期血圧、拡張期血圧） オ 血液検査 〔血中脂質検査〕 中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール 〔肝機能検査〕 AST、ALT、γ-GT 〔血糖検査〕 空腹時血糖又は随時血糖、ヘモグロビンA1c 〔腎機能〕 血清クレアチニン、e-GFR 〔痛風〕 尿酸 ② 尿検査（蛋白、糖） ③ 貧血検査※（赤血球数、血色素量、ヘマトクリット値） ④ 心電図検査 ⑤ 眼底検査
記録される個人の範囲	特定健診を受診した者
記録情報の収集方法	加古川医師会、加古川総合保健センターからのデータ送付
要配慮個人情報の有無	☐ 有 ☒ 無

記録情報の経常的な提供先	
開示請求等を受理する組織の 名称及び所在地	(名 称) 総務部 総務課 総務係 (所在地) 加古川市加古川町北在家 2000 消防庁舎 2 階 行政資料室
訂正及び利用停止に関する他の 法令の規定による特別の手 続等	根拠法令： 内 容：
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル） 令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無 ☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
備 考	

「法」・・・個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）のこと。